

南蠻貿易概観

—その二・完—

門 脇 逸 司

五

慶長五年三月（一、六〇〇、四）豊後に漂着したフランダ人が我國を訪れた第三番目の歐洲人である。英人ウイリヤム・アダムス William Adams を航海長とせるリーフデ The Liejde 號の乗組員即ち之である（註五八）。當時のフランダは、約百年に亙るスペインの統治を脱した許りであつて、而も萬難を排して、強大な西、葡兩國の海軍力と對抗しながら漸次に其植民地を自己の手中におさめて、東洋貿易に占めた二國の利益を蠶食して居る頃であつた。其の中心となつて活躍したものは、千六百二年（慶長七年）に設立せられた和蘭東印度會社 Dutch East India Company（註五九）及千六百二十一年（元和七年）に出來た西印度會社 West India Company（註六〇）の二つであつて、特に前者の活躍に俟つことが多かつた様である。ホルトガル、イギリス並に土賊等と

闘ひながら東洋に進出して、終にはマカラ以外のポルトガル領を占領する様に迄なつた。アンボイナ Amboyna (一、六一五)、マラッカ Malacca (一、六五一)、セイロン Ceylon (一、六五八)、セレベス Celebes (一、六六〇) を略取して、マレイ半島、印度支那、支那及び日本等の貿易を独占する勢ひであつた。千六百十九年(元和五年)にバタビヤ Batavia を手に收めてからは總督を其地にとどめて、東洋に於ける貿易の中心地と定め、Malacca, Macassar, Ternate, Amboyna, Banda, Coromandel, Celebes, 並に喜望峯の八ヶ所におかれた副總督を監督支配することになつた(註六一)。

東印度會社の發展と相前後して、和蘭の進出は中米、南米、及西南アフリカに向けて行はれて居た。ヨランダ人が此方面に移住したのは、千五百九十年(天正十八年)グイアナ Guiana のデメララ Demerara 川畔に於て始るのであるが、西印度會社の出來た千六百二十一年(元和七年)頃に於ける其勢力は New Amsterdam, San Domingo, Cuba 等を相手に貿易する程度に擴大せられて居た。千六百二十三年に Bahia をポルトガルからとり更に Pernambuco を奪つて、アメリカ洲に於けるポルトガル勢力は千六百四十三年(寛永二十年)までに其過半を此會社の爲めに削りとられた譯である(註六二)。十六世紀にポルトガル・スペインによつて占められた世界の海上貿易は、十七世紀に入つて新興の一小國ヨランダの爲めに完全に代位せられる事に成つたのである。蘭船リーフデ號はこうした時代の潮流に流されて豊後に漂着する様になつたのである。尤もヨランダ人としては、天正十一年頃に來朝したものがあつたことであるが、商船のすがたを我國に現はしたのは之れが初め

てである。リーフデ號は千五百九十八年（慶長三年）テツクゼル島を出帆して、アフリカ西岸を進み、翌年四月マゼラン海峡に着いて、食料を積み、八月同地を出て南米リマ^{Liema}に進んで、難航を續けて居る内に他の僚船と別れて了つた。五隻の内リーフデ號とホープ號の二隻丈は同年十一月にチリ海岸で再會して日本に向つて進航し、千六百年（慶長五年）二月北緯二十八度の處で再び暴風におそわれて、アダムスの乗つたリーフデ號丈が我國に漂着することに成つたのである（註六三）。船員二十四人の内満足に歩行しえたものは五人に過ぎず、領主大友侯は中央政府の指揮をうける迄養生所を給して歡待したと云ふことである（註六四）。其後堺に廻航を命ぜられたのであるが、其時の記録が長崎記、長崎誌、異國往來略譜等に見えてゐる。

「慶長五年庚子泉州堺浦へ蠻船壹艘着岸咬啣咤より總目を瓜哇と云ふ國阿蘭人漢人利亞人渡海則ち御江戸へ注進す、

其船江戸へ廻すへしとの事にて出帆せしか相州浦賀にて破船せり、陸路より江戸へ出て御詮議あり、云々」

（註六五）、

とあるのが之れである。

堺についた後、アダムスは船長クワツケルナツク Jacob Quackernack の代理として、大阪に居た家康に面接して詰問せられた。前後四十一日間堺に滞在した後、更に江戸に来る様進められたので、出帆はしたが、途中遠州沖で暴風に襲れて、浦賀ですつかり破船して了つたので、それからは陸行して江戸に這入つた（註六六）。

クワツケルナツクの一行は千六百五年（慶長十年）に平戸から出發することを許されて、パタニに向つたけれ

ども、アダムスとヤンヨウスの二人は家康の外交顧問と云ふ格で厚遇をうけて、各々江戸に屋敷を與へられてゐるし、アダムスの如きは今の横須賀停車場附近を中心とする逸見村の地を給せられて旗本の士と同様な待遇をうけて居たのである。

和國と貿易する目的でヲランダ商船二隻が長崎港外に投錨したのは、慶長十四年五月三十日（一、六〇九、七、一）のことであつて、松浦氏の保護に應じて平戸へ入港したのは六月初旬のことである。兩船の代表者は通譯等三人を伴ふて、東上し、七月二十五日に駿府で家康に調して國書並に方物を贈つて、家康の答書及び通航許可の朱印を與へられた後八月十五日に平戸へ歸つて來た。此時和蘭人の獻上した贈物は印子ノ盃二、糸三百五十斤、ナマリ三千斤、象牙二本であつて、家康のあたへた朱印は次の四通である（註六七）。

パタン (Patani)

ヂヤクス・クルウンバイケ ヤホン (Jacob, Groenewegen)

ジャハン (Java)

フランス・ヒツクル フランク (Francois, Wiert)

アフラハム・ハン・デン・フツク アブラハム (Abraham van den Boeck)

キラアス・ヘイケ ニコラス (Nicolas, Puyck)

右、此四人へ當テニテ、同シ文言ニテ、四通調サセ候ヘト、上州御申候也

とあり、

「右大高に書之、御右筆庄九左門書之、四通也、同じ文言にて、あて所はふらんすひつくる、あふらはむはんでんぶるく、きらあすへいけ四通也、上包は大高二ツに折て包、上下を折返す」

とある所を見れば、ヲランダヘーグ文書館に保存せられて居ると云ふヂヤツクス・クルウンベイケにあてられた次の朱印状（註六八）

おらんた船日本江渡海之時何之浦ニ雖爲著岸不可相違候向後守此旨無異議可被往來聊疎意有間敷候也仍如件

慶長拾四年七月二十五日

朱印

ちやくすくるうんへいけ

と同様のものを作つて交付したものであらふ。

此年にヲランダ人は平戸に商館をおくことにきめて、ジャツクス・スペックス Jacques Speck を商館長として館員五名小使一人を此地にとどめ、土藏付の家屋を一軒借受けて居る（註六九）。十六年になつて幕府の許可をうけ一萬四千六百グルデンの費用を投じて、商館・住宅・倉庫等を新築したが、倉庫は長さ十九米、幅十三米突で、東洋にある東印度會社の商館中尤も大規模なものだと云ふことである（註七〇）。

ヲランダ本國から日本貿易を目的にして派遣せられた商船が初めて平戸に入港したのはブルーワールの塔乗し

て居たローデ・レーウ號とハーゼウイント號の二隻であつて、レーウ號は慶長十五年十一月(一、六一〇、一
二)ヲランダを出て同十七年八月二日(一、六一二、八、二八)平戸に入港したのである。ハーゼウイント號
は支那商品を積込むために稍おくれて到着した。ブルワーは松浦侯に面接した後、駿府に下つて、十月八日家
康に謁して、和蘭國王マウリチイス・デ・ナツツの親書並に贈物を捧げて、家康から毎年商船を派すべき旨の
朱印二通と方物とを興へられて居る(註七一)。ブルワーは平戸にかへつて後商館長として我國に残ることに
なつたので、スペックスは十二月にジャバに向けて出發した。

元和二年(一、六一六)八月十三日に老中本多正純、安藤重信、土井利勝並に京都所司代板倉勝重の連署で
松浦隆信に向けて、ヲランダ貿易は従來通り平戸で行はしめるが伴天連の教法は決して弘めてはならない旨の
令達を次の如く發して居る(註七二)。

尙以京堺商人も其地へ可罷下候間相對次第商賣いたし候様に尤候以上

急度申入候仍おらんだ船於平戸前々之ことくかひたん次第に商賣いたし候様に可被成候不及申に候へ共伴天
連之法ひろめざる様かたく可被仰付候恐々謹言

八月十三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿人々御中

ヲランダ人に對する待遇は非常に寛大であつて、松浦氏とも親しく、幕府とも密接の關係にあつた。寛永十四年の島原の亂の際に幕府の軍に援兵を送るに至つた程、ヲランダ人自身も自己の立場をはつきりわきまへて居た。慶長十四年に平戸へ入港して以來は、長崎へもよらず、他の何れにも港を求めることなく、松浦氏に近づくことによつて自國の貿易を伸長せしめんと力め、又實際に於て其目的を達することの出來たヲランダ人も何時迄も、引續いて平戸を固執することが出來なくなつた。松浦氏にとつてもヲランダ人にとつても容易ならぬ出來事である。寛永十八年（一、六四一）のヲランダ人長崎移轉の命令之であつて、同年四月二日將軍に謁した商館長マクシミリヤン・ルメールに老中より傳へられたものである。ルメールは平戸にかへつて後出島を視察した結果、五月四日に商館員の一部を長崎に送り、六月十七日には松浦氏に最後の別れを告げたと云ふことである（註七三）。ヲランダ人は幕府の政策上の犠牲となつて、捨て難い平戸をすてなければならなくなつたけれども、出島に於ける所謂清蘭貿易時代を劃する機會を與へられた譯であるから、先づ成功をおさめたものと云へば云ひ得るであらふ。

（註五八） 渡邊修二郎、徳川初期の外國貿易一六〇頁（社會科學二ノ七特輯日本經濟史研究）。

- (註五九) Webster: Ibid. p. 155.
 (註六〇) ” P. 159.
 (註六一) ” P. 156.
 (註六二) ” P. 159.
 (註六三) Münsterberg: S. 45—46
 (註六四) 渡邊修二郎、前掲論文 自一五九、自至一六一頁。
 (註六五) 異國往來略譜 七枚、八枚。
 (註六六) Münsterberg: S. 46—47.
 (註六七) 大日本史料 十二之六 自四五頁 至五〇三頁。
 (註六八) 大日本史料 四五四頁。
 (註六九) 大日本史料 四七八頁 四七九頁。
 (註七〇) 大日本史料 十二之十 一九一頁。
 (註七一) 大日本史料 自一七七頁 至二四一頁。
 (註七二) 長崎記 七十九枚。
 (註七三) 村上直次郎、貿易史上の平戸 九七頁。

六

此時代に於て最後に我國を訪れて、最初に我國市場を去るに至つた歐洲人は英國の商人達であつた。英國の

海外發展はフランスと相並んで十八世紀に於て最も旺盛を極めた譯であるから、我國に渡來して居た頃は言はば尙搖籃時代であつて、其將來を期待せられながらも、東洋に於る基礎は極めて薄弱であつて、常に先進諸國に壓倒せられ勝ちであつたと見なければならぬ。イギリス人が東洋貿易に着眼した主たる動機は西、葡兩國人の海外に於ける活躍の有様を見せつけられたことにあるのだが、平戸へイギリス船の入港したのは、慶長十八年五月五日（一、六一三、六、一二）を以つて初めとする（註七四）。此の船はジョンセーリス John Seris を船長とするクローブ The Cloave と云ふ名をもつて居たが、千六百十一年四月（慶長十六年三月）にテムズ河口を出發して喜望峰を迂回し、翌年一月十四日の朝バンタムを出て二ヶ年餘りの歳月を経て我國に到着したのである。こんな遠隔の土地に商館を開こうと決心するに當つては、先きにフランダ船で渡來して居たアダムの我國に滞在して居ることが預つて力があつたのである。

同船の船長であつたセーリスの日本航海記、The Voyage of Captain John Sario To Japan, 1613. (The Hakluyt Society edition, London, 1900) (註七五) に従つて當時の状態を眺めて見やう。六月十一日（慶長十八年五月四日）の午後三時頃平戸港に到着したのであるが、丁度干潮時に相當してゐた爲めに入港することが出来ないで、翌日の満潮時を利用して曳船六十餘艘の援助をえて港内に入ることが出来た。此時の乗組員は全部で七十人であつて、内イギリス人六十三人、日本人一人、イスパニヤ人一人及び黒奴五人でバンタムから平戸迄の航海中に十一名の死亡者を出して居る。初めて來朝したと云ふのでそれぞれの關係筋に贈物をして居るが、鎮信及隆信

に對しては三百八十レアル（註七六）八分三に相當する品物を、隆信の弟信辰、信實に百六十レアル重臣五名に百八十八レアルと云ふ風に各方面に互つて居る。領主松浦氏から同地に商館を開設してもよいと云ふ許を得たので、十六日に支那人居留地の頭人から、其持家を六ヶ月間九十五レアルで借入れる契約をして、七月二日から其家へ移つた様である。商館に移したのはイギリス人が二十名で、其外に通譯をやつて居たスペイン人、日本人を各一名を加へて二十二名である。尙賤役夫として日本人四名を傭入れて居る（註七七）。

アダムスに對しては松浦侯の方からも、セーリスからも使者を派遣して、平戸へ來て呉れるやうに書面を出して居いたのだが、七月二十九日の朝十時頃になつてアダムスは平戸についてクローブ號を訪問して居るが、駿府から十七日で到着したのである（註七八）。それからはアダムスを交へて今後の對策について種々考究したことであらふと思はれるが、八月六日に同地を出發して江戸及駿府に參府することに成つた。そこでセーリスはコックス外英人三名日本人四名を商館に残して事務をとることを依頼した後、松浦侯の用意して呉れた舟子四十人の乗込んでゐる船に塔じて海路を経て東上することに成つた。其一行はセーリス外英人十一名、通譯日本人一名、アダムス及び其僕日本人二名、松浦家よりつけた護衛の士一名並に其供三名、セーリスの槍持として日本人一人を併せて上下二十名から成つて居る（註七九）。九州の西北岸にそふて二日後に博多につき、更に瀬戸内海に這入つて、約三週間の後同月二十七日に大阪に到着した。翌日の夜川舟で大阪を上つて翌二十九日の夜伏見について、三十日に馬十九頭を給與せられたので、同地を出發して駕と馬とを利用して、九月六日の

朝駿府に到着して居る(註八〇)。平戸を出てから三十二日目である。家康に出合つたのが九月八日(我八月四日)で、其後、

十二日正午 江戸へ向けて出發。

十四日 江戸着。

十七日 秀忠に謁して方物を献す。

二十一日 秀忠の復書をえて後浦賀着。

二十四日 此日迄同地滞在。

と云ふ風な行程を立て再び駿府へ來たのが二十九日である。十月八日に家康の復書並に朱印を與へられたので翌日出發して途中きたときの順路を逆に進んで十一月六日に平戸へ歸着した(註八一)。

十月八日に家康は英國王に對して押金屏風五双を進物として托し、答書を與へると共に次の朱印を交付したことが大日本史料に見えて居る(註八二)。

一、いきりすより日本へ、此度初而渡海之船、萬商賣方之儀、無相違可仕候、渡海仕付而は、諸役可令免許事

一、船中之荷物之儀は、用次第目錄に而可召寄事

一、日本之内、何之港へ成共、着岸不可有相違、若難風逢、帆楫絶、何之浦々へ寄候共、異議有之間敷事

一、於江戸、望之所に、屋敷可遣之間、家を立致居住、商賣可仕候、歸國之儀は何時に而も、いきりす人可

任心中付、立置候家は、いきりす人可爲儘事

- 一、日本之内に而、いきりす人病死など仕候者、其者之荷物無相違可遣之事
- 一、荷物おしかい狼藉仕間敷事
- 一、いきりす人之内、従者於有之者、依罪輕重、いきりすの大將次第可申付事

右 如 件

慶長十八年八月二十八日

いんきらていら

御 朱 印

セーリスは駿府で、家康に面接したときに浦賀で貿易する様に依頼せられたことは他の歐州人に對する場合に於ると同様であつた。家康はそれほど關東で通商することを熱望して居たのである。セーリスは其爲めにわざわざ道を迂回して浦賀を視察したのであるけれども矢張り不便だと考へたと見えて平戸にかへつて後、同地を貿易地として選定することに成つた。家康の期待は凡て裏切られて了つた譯である。平戸商館にはリチャード・コックス M. Richard Cocks を其長として、ウイリアム・アダムス William Adams (一年百磅で儲ふことになつた)、テムペスト・ビーコック Tempest Peacoché、リチャード・ウイツカム Richard Wickham、ウイリアム・イートン William Eaton、ウォルター・カールウオルデン Walter Carwarden、エドワード・ノーリス Edward

Seres、及びウイリアム・ネルソン William Nelson の八人を残して貿易せしめることに定めて、セーリスは英人四十六人、黒奴五人、日本人十五人並びに旅客三人をのせて十二月五日に平戸を解纜した(註八三)。

セーリスの出發後、商館長コックスはリチャード・ウイツカムを江戸及駿府へ、ウイリアム・イートンを京阪に派遣し、長崎では西、葡二國人及び日本人に委託して取引を始めることに成つた。然しながら當時同じく平戸に商館を造り、阪神及び江戸駿府に派遣員を送つて貿易の開拓に専心して居たヲランダ人とは勢ひ競争的立場におかれる譯であるから、日を経ると共に相容れざる關係におかれて兩國人の衝突が繰返へされるやうに成つて來た。イギリス人は後ればせに我國市場に出現したものであるだけに、常に不利な立場におかれて思切つた貿易をやると云ふことは到底望めなかつた。セーリスが我國を去つた後に平戸へ來た英國船は元和元年七月十二日(一、六一五、九、一四)に入港したボジヤンダー號が初めてであつて、同二年五月十八日のトマス號、同年六月のアドバアイス號、同六年七月四日のゼームス・ロヤール號等が其主なるものである。蘭英同盟(註八四)成立後は一時平戸が聯合艦隊の根據地となつたが其の最初平戸に入港したのはロヤール號入港後數日を経過して到着した蘭、英各四隻よりなる艦隊である。それ以後二三年の間は英國商船も常に數隻碇泊して居たと云ふことである。

元和二年にキリスト教の取締が愈々嚴重なるにつれて、イギリス人に對する取扱令が八月八日付で發布せられることになつた(註八五)。

追て唐船の儀は何方に着候共、船主次第賣買可仕旨被仰出候

急度申入候、仍伴天連門徒の儀堅御停止の旨、先年相國様被仰付候上は、彌被得其意、下々百姓以下至迄、

彼宗門無之様可被入御念候、將又黒船いぎりす船の義右の宗體に候間御領分着岸候共、長崎平戸へ被遣之、

御領内に商賣不仕候様に尤候、此旨依上意如此候、恐々

元和二年八月八日

安藤對馬守

土井大炊守

阿部豊後守

本多上野介

酒井雅樂頭

更に同年八月廿日付でイギリス人に交付した朱印狀に、

定

一、自いぎりす至日本國渡海商船、於平戸可賣買他所不許之、縱令雖遭風波之難到本邦之地、不可有異議、

並諸役免除の事

一、船中資財隨所思以目錄可召寄事

一、不可有押買狼藉事

一、彼國人若有病死輩者、其荷物不可有相異事

一、船中商客於罪科者、其任國法可隨船主心事

右可相守此旨者也

元和二年八月二十日

と掲げて、八月八日の奉書で長崎平戸二港に限定せられたものを更に此の朱印状では平戸一港に限ると定められて居る。イギリス人の貿易して居たのは平戸港丈であるから、別に痛痒を感じなかつたこととは思ふが、之れでは内地に商館員を派出することも出来ない譯で、初めて與へられた朱印状とは大分其取扱が變つて居る。尙ほ元和四年の八月になつて老中連署の下に八月八日の奉書と同様なものを平戸城主並に長崎奉行に令達して警告を與へて居る。

元和三年から六年に互る期間の英國はパタン、バンタン及びシヤムの經營に急であつて英國商船の入港するものなき状態であつたから、平戸商館の貿易品は不足を告げることに成つた。コックスは其間仕入れの必要からアドバアイス號をバンタンへ、シーアドベンチュア一號をパタン及びシヤムに派遣し、或ひは又日本船を傭入れて交趾、シヤム等に出して營業を持續して居た。イギリス人はフランダ人と攻守同盟を結んだとは云ふものの商業上に於ける競争は相變らず續けられて居たし、外國品が山積せられる様になればどうしても期待した

丈の利益は望めなく成つて費用倒れの觀があり、其上に幕府の方からはランダ同様の待遇を與へられないと云ふ様な種々の原因から終に日本市場を放擲するより外道がなくなつた。凡てを斷念して平戸の商館を閉鎖して我國を引拂つたのは元和九年（一、六二三）で、渡來以來僅々十年間の通商關係を結んだに過ぎなかつた。

（註七四）大日本史料 十二之十一 四七一頁。

（註七五）大日本史料。

（註七六）大日本史料 四八六頁に「Mr. Cocks had order to deliver the purour 50 Teyes Japan monye (is 62 $\frac{1}{2}$ rials) for the provision of the ship」とあるから一ノアルは五分の四兩に相當する。

（註七七）大日本史料 四八〇頁。

（註七八）大日本史料 四九〇頁。

（註七九）大日本史料 自四九九頁 至五〇三頁。

（註八〇）大日本史料 五一〇頁。

（註八一）大日本史料 五二一頁。

（註八二）大日本史料 自四五六頁 至四六〇頁。

（註八三）大日本史料 五二六頁。

（註八四）村上直次郎、前掲書、自五三頁、至五四頁、一、六一九年六月二十一日に蘭英防禦同盟成立。七引二十六日英國で、八月十六日和蘭で批准せらる。其内容。モラツカ群島の香料に對して蘭四分三、英四分一の處分權を保有す。十隻の艦隊を造つて四、葡兩國に當り、蘭英の東洋貿易の伸長をはかること。

（註八五）平戸貿易志 自五七頁 至六〇頁。

寛永十年（一、六三三）に渡海制限令、同十三年に渡海禁止令、及び十五年に外人の渡來禁止令を出す云ふ風に、徳川幕府の鎖國政策は矢繼早に發表せられ實現せられた爲めに、それ以後安政の開國に至る凡そ二百年の間は、只僅かにヲランダ、支那兩國を通じて外國貿易壯なりし頃の名残を傳へたに過ぎなかつた。従つて其期間に於ける我國民は永く鎖國の夢に陶醉して海外文化の發展に對しては頗る無關心な態度を持すの外止むなきに至つた。少くとも八代吉宗將軍が藩書に關する取締を寛大にする迄は、物質的方面のみの鎖國にとどまらずして、精神的方面に於ても完全に封鎖せられたかの觀があつた。鎖國經濟の成立した結果國民の經濟生活は世界經濟の潮流から忘れられた孤立的のものたらざるをえなくなつて、島帝國の版圖のみが利用しえられる最大限度の土地であり、國際的分業の利益を充分吸集すべき餘地が與へられないことに成つた。かゝる状態の下におかれることに成ると、それが例へ貧弱な生産技術に過ぎない場合に於ても、捨てて了ふ譯には行かなくなるし、我國の氣候風土には不適當な産物であつても生活上の必需品ならば無理にでも作り出さなければならぬことに成る。明治以後に於て我國の棉花栽培が殆んど全滅に近い状態を呈して來たに係らず、養蠶業が之に代つて世界主要生産國になつたことは取りもなほさず貿易の行はれて來た結果生じた現象である。棉花自身は我國民の生活には一日たりとも欠くことの出來ない生活必需品である。棉花が外國からこなければ、

インドなり、エジプト、アメリカ、支那と云ふ様な其の栽培に適當した所から買入れて來ると云ふ事も出來ないから勢ひよい棉の出來る筈のない我國で作つておかなければならないことになる。それが鎖國經濟時代の我國であつた。それぞれ能率の最も擧げえられる所に従つて生産しお互に交換して行けば、双方の國民にとつて利益なのだから、棉を作つて居た土地をそれ以上に生産能率を擧げえられる桑に代位せしめた方が、より幸福な明日の生活を享樂し得る機會が與へられることになるのである。

鎖國經濟のもたらした影響は、土地と人口との關係を見れば更に明瞭になつて來ることと思ふ。徳川時代は云ふ迄もなく農本主義の經濟時代である。原料品に乏しいから工業も起らない。國の中に向つても外に對しても關所が設けられて居たから商業も伸びる餘地がなくて一國限り、否むしろ一藩、一地方限りのものが多かつた。従つて國民の凡ては國內の百姓によつて作り出された生産物に頼つて行かねばならなかつた。

百姓ハ天下ノ根本ナリ是ヲ治ル法アリ先一人々々ノ田地ノ境目ヲヨク立テ扱テ一年ノ入用作食ヲ積ラセテ其餘リヲ年貢ニ取ルヘシ百姓ハ財ノ餘ラヌヤウニ不足ナキヤウニ治ムル事道也。(註八六)

この主義を一貫して、可成りの苛斂誅求が行はれてゐても百姓が益々瘦せ細つて、子おろし、間引きによつてからふじて生活を續けねばならなかつたと共に、他の何れの階級を通じて見ても別段とり立てゝ惠れた社會があつたとは考へられない。比較的生活にゆとりのあるべき筈である大名さへもが幕末に近づくに従つて借金に悩まされるものが多くなつて來て居る状態であるから、若し生活に餘裕の出來た人があつたとすれば、それは

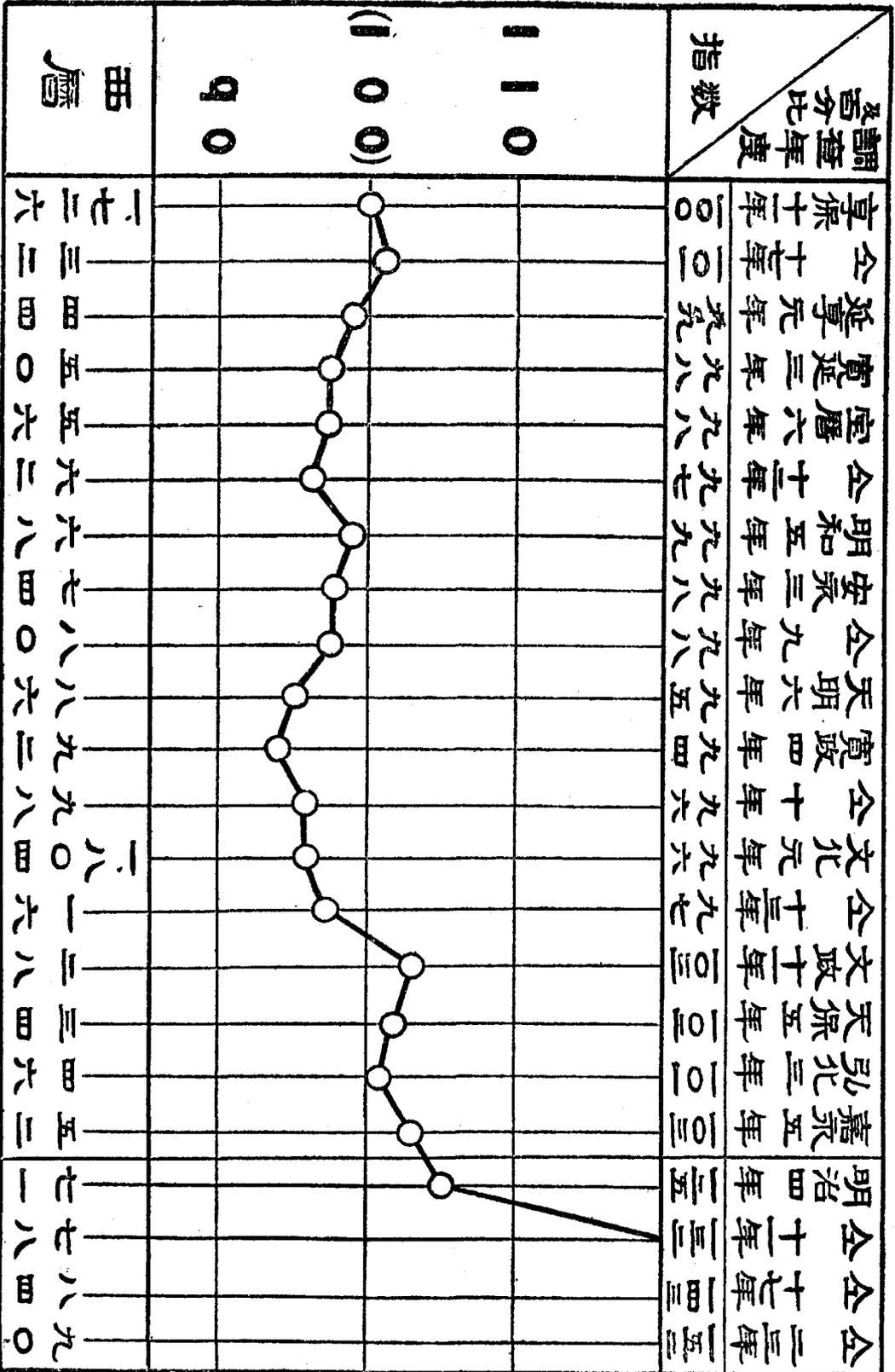
新興勢力としての町人位のものであつたと云つてもよいと思ふ。

土地の面積にこそ限りがあつたけれども、其の凡てが耕地になつて居た譯ではない。従つて此期間に於ても耕地面積の擴大、利用法、耕作法等の改良改善は其都度行はれて、土地の收穫物も種類に於て且又數量に於て増加したものだと思はれる。増加した數量なり内容が非常に大きなものであつたとしたならば、或種の階級が年を追ふて奢侈に流れつつあつたことを考慮に入れても、直ちに人口の増加に其影響が表はれて來るのが普通の状態である。鎖國以後の太平二百年の間は相當永い期間であるから、それが眞實の太平であるならば人間を問引必要もなく人口は自然的に増加したに違ひない。試みに吉宗時代に初められた人口調べによつて當時の状態に一瞥を與へて見やう。吉宗は享保六年（一、七二一）六月二十一日に、

「諸國領地之村々田畑五町歩郡限に書記並百姓町人社人男女僧尼等其外の者に至る迄人數都合領分限に書付可被差出候、奉公人並又ものは書出に不及候、云々」（徳川禁令考）

との觸書を出して諸國に人口調査を命じては居るが、其年の調査人口數二千四百六十萬餘人については調査年度が區々であつて實際人口とは大分距りがあることと思ふ。實際の人口改めを初めたのは同十一年（一、七二六）二月十九日の觸書によるものであつて、其以降六年毎に一回の調査を命じて居る。其結果並びに明治初年の人口状態を指數で示せば次の如くである（註八七）。

徳川時代の人口調査は、地方によつて調査すべき年齢を異にしており、日も違へば、範圍にも大小があると



云ふ風である上に、武家奉公人を其内に加へて居ないから實數調査では決してない。従つて之れを今日のものと比較することは嚴密に申さば無理があるけれども、當時の大勢を考へる上には何等の差支がない筈である。右の指數は享保十一年の調査人口二千六百五十四萬八千九百九十八人を基本數百として順次實數を指數に還元したものである。嘉永五年に於ける指數は一〇三（實數二七、二〇一、四〇〇人）であるから百二十六年間に三%（實數六五二、四〇二人）の人口増加を生じたる結果となる。昭和の今日に於ける一ケ年間の増加率にも足りない數字にしか相當してゐない譯である。右の期間中最初の約百年間は一〇〇以下の指數を示してゐるのであつて、殆んど九九から九六位の所に止まつてゐる。即ち人口の増減に著しい變化が起らなかつた譯であつて靜止状態を續けて居る形である。

明治四年（一、八七一）になつて來ると其指數は一二五、實數は三三、一一〇、八二五人になつて居るから嘉永五年から約二十年の間に二〇%の増加を示して居る。此年の調査が恐らく徳川時代の末期頃の人口の實數に近いものをして居るのであらふと考へられるが、此以後毎年人口は増加する一方であつて、明治十一年には一三二、十七年一四三、二十三年一五二と漸増の形勢を持續しながら、一昨年十月一日の國勢調査の結果たる内地現住人口六四、四四七、七二四人と云ふ數字を示す様になつた。享保十一年に比して指數二四四、明治四年に比して一九五と云ふ指數を示すことになるから、二百五年の間について見れば約三千七百九十萬人の増加であり、後の六十年間丈について見れば三千百三十四萬人の増加を生じた結果になる。純増加數のみについ

て見れば徳川時代の調査年數百二十六年間を通じて前表に於て見らるゝ如く僅か三%に過ぎなかつたものが、明治四年以後のそれは九十五%にも相當する譯である。

右述べたるが如く人口増加の趨勢如何によつて、當時の經濟生活の状態が或程度迄明かにせられるものとするれば、鎖國時代の生活は殆んど行詰りの状態を呈して居たと考へることが出來ると同時に、明治以後は年一年と生活内容が豊富になり、國民は日一日とよりよき生活形式に導かれつゝありと斷定することが出來るのである。明治以後は歐洲産業革命以後の目覺しい發展のあとを受けて農業經濟より工業經濟に移つたことに影響せられる所が多かつた爲めの増加ではあるけれども、例へそれが生産組織に變革少なき當時であつたとは云へ、若し幕府が進取的、解放的の政策をとつて、鎖國政策を逐行して居なかつたとしたならば、當時の國民は尙よりよき經濟生活を享受しえた筈である。此意味に於て徳川幕府のとつた政策は幕府自身を維持せむが爲めの鎖國であつて、國民全體の經濟的厚生を期待して行はれたものではなかつたと云ひ得る譯である。(完)

(註八六) 本佐錄 十二丁、十三丁、百姓仕置の事の項。

(註八七) 柚本重三、堀江保藏兩氏共編にかゝる本邦人口表に加筆したるものを基礎にした。